

川崎市災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル【概要版】

第1章 総則 (マニュアル本編 p.1-7)

本章では本マニュアルの目的、対象となる建材、災害時における石綿飛散防止対策の概要、災害時のタイムスケジュールを記載している。

第2章 平常時における準備 (マニュアル本編 p.8-12)

1 石綿使用建築物等の把握

- 既存民間建築物における露出した吹付け石綿等に関するアンケート調査及びアンケート調査結果に基づく台帳(基礎データ)の整備を行う。(まちづくり局建築指導課)
- 大気汚染防止法の特定粉じん等排出作業の実施の届出において、石綿含有建材の囲い込み、封じ込めの措置が行われた建築物を把握する。(環境局環境対策推進課)
- 市有施設の石綿含有建築材料の使用状況を整理する。(各所管課)
- 市有施設の石綿含有建材使用状況の情報共有を行う。
(各区役所、危機管理本部、環境局環境対策推進課)

2 市民等への情報提供

- 市民等に対し、災害時における石綿ばく露防止に関する情報提供を行う。
(環境局環境対策推進課)

3 備蓄

- 石綿ばく露のおそれのある市職員用の防じんマスクを備蓄する。(各所管課)

第3章 災害発生時の応急措置 (マニュアル本編 p.13-22)

1 対象建築材料

- 本章で示す応急措置の対象は、石綿含有建築材料のうち飛散性が高いとされる石綿含有吹付け材、断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

2 被災状況の把握

- 市内の被災状況や民間建築物の石綿使用状況に係る情報収集を行う。
(環境局環境対策推進課、危機管理本部、まちづくり局建築指導課)
- 環境中の石綿濃度測定を実施する。対応が困難な場合は、外部機関に支援を要請する。
(環境局環境対策推進課、環境総合研究所、外部機関)
- 環境省等が実施した石綿調査結果を収集する。(環境局環境対策推進課)
- 石綿飛散のおそれのある倒壊建築物に対する情報確認、市内パトロールを実施する。
(環境局環境対策推進課)

3 情報提供

- 災害発生後に救護活動や障害物撤去等を行う従事者に対し、適切なばく露防止対策について周知する。(環境局環境対策推進課)

- 倒壊建築物等の応急措置に係る相談窓口を開設する。(環境局環境対策推進課)
- 住民やボランティアに対し、石綿ばく露防止に係る情報提供を行う。(環境局環境対策推進課)
- 災害時の建築廃棄物処理について協定を結んでいる事業者に対して、従業員に対する石綿ばく露防止を要請する。(環境局庶務課)

4 石綿の応急措置

- 石綿飛散のおそれのある被災建築物に対して、飛散ばく露防止措置を実施する。(建築物等の所有者等)

第4章 調査・計画・届出 (マニュアル本編 p.23-32)

1 解体等工事の概要

- 解体時に必要となる手続きや作業内容の流れを提示している。

2 解体等工事の事前調査の留意点

- 災害時においても解体等工事の事前調査は施工者の責任において適切に実施する。(施工者)
- 発注者は建築物等の石綿含有建築材料の使用状況に関する情報を提供するように努める。(発注者)
- 石綿の飛散防止に当たり、事前調査における障害の除去及び安全への配慮は施工者の責任において実施する。(施工者)
- 施工者は安全面から立入の可否を判断し、立入が難しい場合であっても可能な限り障害を除去し、原則平常時同様の事前調査を実施する。(施工者)

3 災害時における解体等工事の事前調査の実施

- 設計図書や維持管理記録等により石綿の使用の有無を確認する。(施工者)
- 被災による障害を安全面から判断し、建築物等への立入の可否を判断する。被災による障害の除去が可能である場合は、障害を取り除き、平常時と同様に現地調査を実施する。(施工者)
- 被災による障害により、建築物の一部又は一部区画を立入不可と判断した場合、「注意解体」として石綿の飛散防止に努める。(施工者)
- 飛散性の高い石綿含有建築材料が使用されている可能性のある建築物において、障害の除去が不可能であり、立入ができない場合は環境局及び労働基準監督署との協議を行う。(施工者、環境局環境対策推進課、労働基準監督署)
- 立入ができない場合でも、飛散性の高い石綿含有建築材料については可能な限り把握に努める。(施工者)
- 平常時同様に事前調査結果を環境局環境対策推進課及び所管する労働基準監督署に報告する。事前調査結果に関する記録を作成し、その控えを解体工現場に据え置き、工事終了後3年間保存する。事前調査結果を発注者へ説明する。(施工者、環境局環境対策推進課、労働基準監督署)

4 作業計画・届出

- 平常時同様の作業内容を原則とした作業計画を作成する。また、法令による届出対象となる

工事については、必要な届出を行う。(施工者)

- 立入不可と判断した場合は作業計画に石綿飛散防止対策や解体等作業中の調査計画を盛り込む。また、飛散性の高い石綿含有建築材料が使用されている可能性のある建築物においては、環境局及び労働基準監督署との協議を実施する。(施工者)

第5章 解体等現場における石綿の飛散防止 (マニュアル本編 p.33-43)

1 一般

- 作業の安全確保と石綿の飛散防止措置を実施する。(施工者)
- 掲示板等により周辺住民等への周知に努める。(施工者)

2 被災区分

- 事前調査の結果に基づき、被災による障害を安全面から判断し、建築物等への立入の可否を判断する。(施工者)

3 被災の区分に応じた石綿飛散防止措置

- 原則として平常時同様に法令の作業基準を遵守し石綿の除去を行う。作業基準を遵守する上で建屋の補強が必要な場合は、補強を行った上で石綿除去を行う。(施工者)
- 立入不可の場合、「注意解体」とし、養生設置や散水等を行い、石綿の飛散防止に努める。(施工者)

4 石綿に係る廃棄物の区分

- 石綿に係る廃棄物の区分は、「廃石綿等」、「石綿含有廃棄物」、「みなし石綿含有廃棄物」、「石綿を含まない廃棄物」の4区分を基本とし、区分に応じて適切に保管する。(施工者)

5 解体後の石綿含有廃棄物等の現場保管及び搬出

- 災害時においても、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の現場保管及び搬出にあたっての技術上の実施事項は、原則として平常時と同様とする。(施工者)
- やむを得ず石綿含有廃棄物を本市の設置する廃棄物一時保管場所へ搬出する際には、「川崎市災害廃棄物等処理計画」等に従って適正に処理する。(施工者)

6 解体等工事に対する立入検査

- 被災した建築物等の解体等工事に対して立入検査を実施し、適切な石綿飛散防止対策が実施されているか確認する。(環境局環境対策推進課)

第6章 収集・運搬・処分 (マニュアル本編 p.44-47)

1 廃石綿等の収集・運搬

- 廃石綿等の収集・運搬に当たっては、廃石綿等を収納したプラスチック袋等の破損などにより石綿を飛散させないよう慎重に取扱う。(収集・運搬を行う者)
- プラスチック袋等の破損などにより、廃石綿等の飛散のおそれが生じた場合には、速やかに散水等を行い湿潤化させ又は覆いをかける等の措置を講じた後、適切に処理する。(収集・運

搬を行う者)

- 運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散し、及び流出するおそれのないものとし、廃石綿等の運搬に当たり、運搬車両の荷台に覆いを掛ける。(収集・運搬を行う者)

2 石綿含有廃棄物の収集・運搬

- 石綿含有廃棄物から石綿が飛散するおそれのないよう適切な措置を講じ、他の廃棄物と混合することのないよう区分して収集・運搬する。(収集・運搬を行う者)
- 運搬車両は、石綿の飛散及び石綿含有廃棄物の落下を防止する構造を有するものとする。(収集・運搬を行う者)

3 中間処理・最終処分

- 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の中間処理・最終処分は、関係法令並びに通知等に従い、適切に実施する。(中間処理・最終処分を行う者)